17 陳情第 2 7 号

1 7 陳 情第2 7 号	(仮称)西早稲田二丁目計画見直しに関する陳情
付託委員会	環境建設委員会
受理及び付託 年 月 日	平成17年6月7日受理、平成17年6月10日付託
陳情者	新宿区西早稲田 ————————————————————————————————————

(要旨)

新宿区西早稲田二丁目69-8番地に建設が予定されている(仮称)西早稲田二丁目計画(平成17年5月13日 第1回近隣説明会提示のもの)について2度説明会が開催されたものの、建築主側(三井不動産株式会社)の近隣住民に対する誠意は全く感じられず、住民側からの要望に対し全く考慮する余地はないと明言しており、また文京区本郷真砂において同社が建設中の工事に対し近隣住民からの東京都建築審査会への審査請求並びに東京地裁への工事中止の仮処分申請などという事例を考慮しても、次回3回目説明会が行われた時点で規定の回数を行ったとして、建築確認申請をするものと思われる。工事期間中を含む近隣の環境へ与える影響を考慮した計画の見直しが必要と考え、計画見直しの為の話し合いの継続、住民との合意形成まで確認申請・建築工事の保留等、計画が見直されるよう区から強力に働きかけをするよう陳情します。

(理由)

- 1.現在新宿区議会で審議されている「新宿区高度地区変更原案」を考慮に入れて建物の高さを明治通り側から40メートルに計画変更してもらいたい。(現在計画では明治通り側からは地下1階、地上14階の合計47.85メートルとなっている。)
- 2. 東側隣接地境界ぎりぎりまで掘削工事を計画しており、不規則な山留めに不安が残るため、地下1階部分を縮小するよう計画変更してもらいたい。
- 3. 工事期間中に敷地の東南側に工事用のゲートを設け私道部分も工事搬入に使用するというのはやめてもらいたい。この私道は舗装されていない車両の通り抜けのできない道路であり、以前この工事予定地に建てられていた家屋を解体したときに隣接地の塀を破損、道路下の水道管を壊すなどのトラブルに見舞われた。
- 4.緑化計画に関して、竣工後おそらく1年以内に都が買い上げることになる計画道路上 に接路部の緑化を予定している。
- 5.プライバシー保護の理由により、南側および東側の最低4階部分まで窓をすりガラスになどにしてもらいたい。
- 6. 高田馬場二丁目バス停を 8.39 メートル移動されてはバス停前と広告を打っている店舗にとっては損害となるので変更してもらいたい。